

著作権取扱規程

公益社団法人 日本母性衛生学会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下、「本会」という）が著作権を有する論文、講演映像、画像等の著作物（以下、「本会著作物」という。）に関する著作権の適切な取扱いに関し、定めることを目的とする。

(用語)

第2条 本規程において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 著作権 著作権法第21条から第28条までに規定する以下の権利をいう。
 - イ. 複製権(第21条) 上演権及び演奏権(第22条) 上映権(第22条の2)
 - ロ. 公衆送信権等(第23条) 口述権(第24条) 展示権(第25条)
 - ハ. 頒布権(第26条) 譲渡権(第26条の2) 貸与権(第26条の3)
 - ニ. 翻訳権、翻案権等(第27条)
 - ホ. 二次的著作物の利用に関する原作者の権利(第28条)
- (2) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
- (3) 著作者 著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本会の著作物の著作権は、原則として本会に帰属する。

2 特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著作者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著作者と本会との間で協議の上措置する。

(著作権の譲渡)

第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が、本規程で定める本会の著作権に関する内容を確認し、投稿時に定められている手段を用いて著作権譲渡の意思を表明の上、本会に著作物を投稿または寄稿し、当該著作物を本会が受領した段階で成立するものとする。

- 2 著作権の譲渡は、論文等については著作権譲渡同意書を市民公開講座の映像等については承諾書を著作者より受領して行う。
- 3 本会が著作権譲渡同意書を既に受領している著作物が、本会発行の論文誌等に掲載不可となった場合には、その時点で本会が保有する当該著作物の著作

権を著作者に対して返還する。

(不行使特約)

第5条 著作者は次の各号に該当する場合、本会と本会が許可する者に対して、著作権法第18条から第20条までに規定される著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布及び保存の方法の変更に伴う改変
- (3) 概要あるいは一部分の抽出利用することに伴う改変
- (4) 前各号の他の利用に伴う改変のうち、その理由を明記したもの

(本会著作物の転載等による利用)

第6条 著作者自身が、自らの私的使用の目的のために、自己の著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で使用する場合には、本会の許可を必要としない。

- 2 著作者自身が、私的使用以外の目的で自己の著作物を転載等により利用する場合には、その目的が非営利・営利にかかわらず、原則として事前に別に定める著作物利用許可申請書に従い、本会の許可を得なければならない。
- 3 著作者以外の個人または法人である第三者が、本会著作物の全部または一部の転載等により利用を希望する場合（著作権法第30条（私的使用のための複製）、32条（引用）、35条（教育機関における複製）等において認められ使用の範囲を除く）には、事前に別に定める著作物利用許可申請書を用いて本会に利用許可を求めなければならない。この場合、本会が適当と認めたものに限り許可し、著作物利用許可書証を発行する。
- 4 営利目的での利用は、本会が別に定める使用料金の支払いをしなければならない。
- 5 企業活動における本会著作物の利用は、原則として営利とみなすものとする。
- 6 本会著作物を利用する場合は、出所を明示しなければならない。

(二次的著作物の利用)

第7条 本会著作物の翻訳等、二次的著作物の利用については、原則として、翻訳出版する場合は、非独占的な権利の許可とし、翻訳出版社が翻訳出版した論文等であっても、本会が自由に翻訳・出版ができる権利を留保する。

(著作者の責任)

第8条 本会著作物の内容については、著作者が創作に関与した部分については、

その著作者自身が責任を負うものとする。

- 2 本会著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該著作物に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負い、処置するものとする。

(著作権侵害排除)

- 第9条 本会著作物に対して、第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本会と著作者が相互に連絡の上、対応について協議し、解決を図るものとする。

(例外的取扱い)

- 第10条 本会と他の学会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。但し、第3条第1項の原則が適用できない場合、即ち、著作権管理が継続的に行われていることなどを理由に著作権を本会に帰属させない取決めをする場合は、事前に協議するものとする。

(既発行の著作物の取扱い)

- 第11条 本規程の施行前から本会が著作権を有していた著作物については、著作者から別段の申し出があり、本会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程を適用する。

- 第12条 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。

- 第13条 本規程の改廃は、理事会の承認を受けるものとする。

附則

- 1 本規程は、平成31年1月26日より施行する。